

利 用 上 の 注 意

1 結果について

「結果の概説」中に用いている事業所数及び従業者数についての全国及び都道府県の数値等は、総務省・経済産業省公表の「平成 28 年経済センサス - 活動調査（確報）産業横断的集計」に基づいて作成している。

2 調査期日

売上（収入）金額、費用等の経理事項は平成 27 年 1 年間、経営組織、従業者数等の経理事項以外の事項は平成 28 年 6 月 1 日現在の数値である。

平成 24 年経済センサス - 活動調査においては、経理事項は平成 23 年 1 年間、経理事項以外の事項は平成 24 年 2 月 1 日現在の数値である。

3 消費税の取扱いについて

(1) 消費税に係る集計上の取扱いの変更の影響

本調査においては、売上（収入）金額等の経理事項を原則消費税込みで把握しているが、一部の消費税抜きの回答については、28 年調査においては「統計調査における売上高等の集計に係る消費税の取扱いに関するガイドライン（平成 27 年 5 月 19 日 各府省統計主管課長等会議申合せ）」に基づき、消費税込みに補正して集計している一方、24 年調査においては補正せずそのまま集計しており、24 年調査結果は消費税込みの金額と消費税抜きの金額が混在した集計となっている。

このため、28 年調査結果と 24 年調査結果を単純に比較した場合の変化には、24 年調査結果に含まれていない消費税抜きデータに係る消費税額分の影響が含まれている。

＜統計調査における売上高等の集計に係る消費税の取扱いに関するガイドライン＞

http://www.soumu.go.jp/main_content/000365494.pdf

(2) 消費税率の変更の影響

28 年調査における経済活動の把握期間である平成 27 暦年と、24 年調査における把握期間である 23 暦年とでは、適用されている消費税率が異なっており、前者においては 8%であるが、後者においては 5%であった。

このため、28 年調査結果と 24 年調査結果を単純に比較した場合の変化には、消費税率の変更による影響が含まれている。

4 産業横断的集計

経済センサス - 活動調査では、全産業共通で把握する事項（産業横断的事項）と産業ごとに把握する事項（産業別事項）を設定して調査しており、この調査報告においては産業横断的集計について公表している。

5 表の符号等

- 「 0 」：表章単位未満の数値
「 - 」：皆無又は該当数値なし
「 △ 」：負数（減少）
「 … 」：該当数値が不詳又は不明
「 X 」：秘匿数値（※）

※ 該当する事業所（企業）数が1又は2の場合、秘密保護の関係から、売上（収入）金額、費用総額及び付加価値額の数値を秘匿している。また、事業所数が3以上の場合でも、他との関連により秘匿の必要がある場合には秘匿している。

6 ホームページのみ掲載の統計表について

本報告書では掲載していないが、ホームページでは掲載している統計表は次のとおりである。

第11表 区市町村、経営組織（7区分）別民営事業所数及び男女別従業者数

第12表 区市町村、産業大分類、従業者規模（11区分）別民営事業所数及び男女別従業者数

第13表 区市町村、経営組織（3区分）、産業中分類、従業者規模（11区分）別民営事業所数及び男女別従業者数

第14表 産業小分類、常用雇用者規模（11区分）別民営事業所数及び男女別常用雇用者数

第15表 区市町村、産業大分類、常用雇用者規模（11区分）別民営事業所数及び男女別常用雇用者数

第16表 産業小分類、従業者規模（11区分）別個人経営の民営事業所数及び男女別従業者数

第17表 産業小分類、従業者規模（11区分）別法人経営の民営事業所数及び男女別従業者数

第18表 区市町村、経営組織（4区分）、産業中分類、単独・本所・支所（3区分）別民営事業所数及び男女別従業者数

第19表 区市町村、産業中分類、開設時期（16区分）別民営事業所数及び従業者数

第20表 区市町村、産業中分類別民営事業所数、従業者数及び売上（収入）金額

第21表 区市町村、産業中分類別民営事業所数、事業従事者数及び付加価値額

第22表 企業産業（大分類）、企業従業者規模（12区分）、資本金階級（10区分）別会社企業数及び企業従業者数

第23表 区市町村、企業産業（小分類）、企業常用雇用者規模（11区分）別経営組織（2区分）、資本金階級（10区分）、単一・複数別会社企業数、事業所数、企業従業者数

第24表 企業産業（中分類）、資本金階級（10区分）、外国資本比率（8区分）別会社企業数

第25表 区市町村、企業産業（中分類）、企業常用雇用者規模（11区分）別会社企業数及び企業常用雇用者数

第26表 区市町村、企業産業（中分類）、経営組織（3区分）、企業常用雇用者規模（11区分）単一・複数別会社企業数

第27表 企業産業（小分類）、会社の決算月別会社企業数

第28表 資本金階級（10区分）、会社の決算月別会社企業数

- 第 29 表 区市町村、町丁目、産業大分類別民営事業所数及び従業者数
- 第 30 表 区市町村、町丁目、従業者規模（11 区分）別民営事業所数
- 第 31 表 区市町村、町丁目、産業大分類、従業者規模（11 区分）別民営事業所数及び従業者数
- 第 32 表 区市町村、町丁目、産業中分類別民営事業所数及び男女別従業者数
- 第 33 表 区市町村、町丁目、経営組織（7 区分）別民営事業所数及び従業者数
- 第 34 表 区市町村、町丁目、経営組織（4 区分）、従業上の地位（6 区分）、男女別従業者数、出向・派遣従業者数及び事業従業者数
- 第 35 表 区市町村、町丁目、経営組織（4 区分）、単独・本所・支所（3 区分）別民営事業所数及び従業者数
- 第 36 表 区市町村、町丁目、開設時期（16 区分）別民営事業所数及び従業者数
- 第 37 表 区市町村、町丁目、資本金階級（10 区分）別会社企業数及び企業従業者数

7 その他

- (1) 本報告書における境界未定地域とは、千代田区、中央区及び港区の境界未定地並びに中央防波堤内側・外側埋立地及び鳥島等の所属未定地をいう。
- (2) 集計数値
 - ア 従業者数及び売上（収入）金額等一部の項目については、必要な事項の数値が得られた事業所・企業を対象として集計している。そのため、統計表間で事業所数、企業数、従業者数、事業従事者数が一致しない場合がある。
 - イ 「結果の概説」の売上（収入）金額については、以下の分類に該当する産業（「ネットワーク型産業」）では事業所単位の把握ができないため、試算値（総務省・経済産業省が平成 30 年 6 月 28 日に公表した「参考表 全産業の事業所の売上（収入）金額に関する試算値」より抜粋）を利用した。

「D 建設業」、「F 電気・ガス・熱供給・水道業」、「H 運輸業、郵便業」、「J 金融業、保険業」、「G 情報通信業」のうち「37 通信業」、「38 放送業」、「41 映像・音声・文字情報制作業」、「O 教育、学習支援業」のうち「81 学校教育」、「Q 複合サービス事業」のうち「86 郵便局」、「R サービス業（他に分類されないもの）」のうち「93 政治・経済・文化団体」、「94 宗教」
 - ウ 本報告書の数値は、総務省・経済産業省が公表する数値と相違する場合がある。
- (3) 企業等（会社企業）を対象にした集計において、「事業所数」、「企業従業者数」、「企業常用雇用者数」、「売上（収入）金額」、「費用総額」及び「付加価値額」は、東京都に本社等を有する企業等を対象に企業単位で集計しているため、他の地域に所在する数値を含んでいる（「事業所数」、「企業常用雇用者数」、「売上（収入）金額」、「費用総額」及び「付加価値額」は海外を含み、「企業従業者数」は国内のみである）。
- (4) 構成比及び増加率等の数値は、小数点以下第 2 位を四捨五入しているため、数値の合計が総数とならない場合がある。また、「売上（収入）金額」、「費用総額」及び「付加価値額」は単位未満を四捨五入しているため、数値の合計が総数とならない場合がある。
- (5) 日本標準産業分類の大分類「A－農業、林業」及び「B－漁業」については、概況では「農林漁業」として表章している。
- (6) 本報告書においては、原則として事業内容等が不詳の事業所を除いている。

※「事業内容等が不詳の事業所」とは、事業所として存在しているが、記入不備等で事業内容等が不明の事業所をいう。

8 各統計表についての注意

各統計表共通事項

- ・ 産業大分類のうち「A 農業, 林業」及び「B 漁業」間格付不能については、総数(全産業)の数値に合算しているため、内訳の合計が総数と一致しない場合がある。
 - ・ 産業大分類及び産業中分類の数値には、産業中分類格付不能及び産業小分類格付不能の数値を合算しているため、内訳の合計が総数と一致しない場合がある。
 - ・ 従業者数及び常用雇用者の総数には、男女の別が不詳の従業者を含むため、男性と女性の合計が総数と一致しない場合がある。
 - ・ 会社企業の総数は、資本金額が不詳の会社企業を含むため、各資本金階級の合計が総数に一致しない場合がある。
 - ・ 町丁目が不詳の事業所が存在するため、町丁目の合計が総数と一致しない場合がある。
- (1) 第1表から第3表まで
各産業中分類に属する産業小分類「管理, 補助的経済活動を行う事業所」の正式な名称は、「管理, 補助的経済活動を行う事業所 (XX 産業中分類名)」である (XX は産業中分類番号)。付5参照。
- (2) 第4表及び第34表
従業上の地位が不詳の従業者を含むため、従業上の地位の従業者数及び他からの出向・派遣従業者数は各項目の合計と一致しない場合がある。
- (3) 第5表及び第35表
総数は、法人でない団体を含むため、単独事業所、本所・本社・本店及び支所・支社・支店の合計が総数と一致しない場合がある。
- (4) 第6表、第7表及び第21表
必要な事項の数値が得られた事業所を対象として集計しているため、他の統計表の事業所数及び従業者数とは一致しない。
- (5) 第10表
必要な事項の数値が得られた会社企業を対象として集計しているため、他の統計表の会社企業数及び企業従業者数とは一致しない。
「J 金融業, 保険業」の売上(収入)金額は経常収益を合算し、費用総額は、経常費用を合算している。
- (6) 第14表、第16表及び第17表
各産業中分類に属する産業小分類「管理, 補助的経済活動を行う事業所」の正式な名称は、「管理, 補助的経済活動を行う事業所 (XX 産業中分類名)」である (XX は産業中分類番号)。詳細は、付5を参照。
- (7) 第20表
ネットワーク型産業(事業所単位で経理項目の把握を行わない産業)では事業所単位での経理項目の把握をしていないため、売上(収入)金額を表章していない。
外国の会社及び法人でない団体を除く。
必要な事項の数値が得られた事業所を対象として集計しているため、他の統計表の事業所数及び従業者数とは一致しない。
- (8) 第21表
外国の会社及び法人でない団体を除く。
必要な事項の数値が得られた事業所を対象として集計しているため、他の統計表の事業所数及び事業従事者数とは一致しない。

(9) 第 27 表及び第 28 表

年間に複数回決算を行う会社企業は、それぞれの決算月に計上しているため、各決算月の合計が総数に一致しない場合がある。

この報告書についての問い合わせ先

東京都 総務局 統計部 産業統計課 経済構造統計担当

電話 03(5321)1111 (代表) 内線 25-561

03(5388)2542 (ダイヤル)

ホームページアドレス「東京都の統計」(経済センサス - 活動調査報告)

<http://www.toukei.metro.tokyo.jp/ecensus/kzsensuska/ka-index.htm>

